25 新都建指第 2106 号
平成 26 年 3 月 28 日
28 新都建指第 1678 号
改正　平成 29 年 3 月 29 日
30 新都建指第 8248 号
改正　平成 31 年 3 月 15 日
31 新都建指第 5944 号
改正　令和元年 9 月 30 日
3 新都建指第 1584 号
改正　令和 4 年 3 月 30 日
4 新都建指第 395 号
改正　令和 4 年 6 月 30 日
6 新都建指第 64 号
改正　令和 6 年 5 月 15 日
6 新都建指第 465 号
改正　令和 7 年 3 月 28 日

新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金交付要綱

（目的）

第 1 条　この要綱は、新宿区の区域内において、建築物に既に設置されているエレベーター（以下「既設エレベーター」という。）に防災上有効な対策を行う所有者に対し、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、既設エレベーターの安全性の向上を推進し、もって区民の安全確保を図ることを目的とする。

（通則）

第 2 条　助成金の交付に関しては、新宿区補助金等交付規則（昭和 45 年新宿区規則第 7 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第 3 条　この要綱で使用する用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）で使用する用語の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　主要機器の耐震補強　次のアからウまでに掲げる対策のいずれにも適合する耐震補強をいう。

ア　建築基準法施行令第 129 条の 4 第 3 項第 3 号から第 6 号までに規定する対策

イ　建築基準法施行令第 129 条の 7 第 5 号に規定する対策

ウ　建築基準法施行令第 129 条の 8 第 1 項に規定する対策

⑵　戸開走行保護装置　建築基準法施行令第 129 条の 10 第 3 項第 1 号に規定する装置をいう。

⑶　地震時管制運転装置　建築基準法施行令第 129 条の 10 第 3 項第 2 号に規定する装置をいう。

⑷　リスタート運転機能　地震時管制運転により最寄り階へ着床する前にエレベーターが停止しても、その後、安全装置が正規の状態に復帰した場合に、かごを最寄り階に着床させて戸を開くことにより、閉じ込めを解消する機能をいう。

⑸　自動診断・仮復旧運転機能　地震時管制運転により、かごを最寄り階へ停止させ、運転を停止

した後に、エレベーター機器の破損等の危険性を機械的に診断し、仮復旧させる機能をいう。

⑹　防災対策　主要機器の耐震補強の実施、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の設置並びにリスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能の設置をいう。

⑺　区分所有建築物　建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項に規定する区分所有権の目的たる部分が存在する建築物をいう。

⑻　管理組合　区分所有建築物の管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体をいう。

（助成対象事業）

第4条　助成金の対象とする事業は、既設エレベーターに係る防災対策を行う改修工事（既に行われている防災対策（昇降機に関する建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例（以下「建築基準法等」という。）の規定に適合しているものに限る。）は含まない。以下「助成対象事業」という。）とする。

２　助成対象事業の内容は、昇降機に関する建築基準法等の規定に適合しなければならない。

（助成対象者）

第5条　助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次のとおりとする。

⑴　助成対象事業に係る建築物（以下「助成対象建築物」という。）の全部又は一部を所有する権利を有する者で、前条に規定する助成対象事業を行う者

⑵　助成対象建築物が区分所有建築物である場合にあっては、当該建築物の管理組合の総会の決議によって選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。

⑴　個人である場合にあっては、区市町村民税を滞納している者。

⑵　法人である場合にあっては、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項各号の規定に該当する者。ただし、助成対象建築物が特定緊急輸送道路（東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。）に接する建築物である場合はこの限りではない。

⑶　国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体

（助成対象建築物）

第6条　助成対象建築物は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

⑴　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号に規定する特定建築物

⑵　耐火建築物又は準耐火建築物であって、地階を除く階数が3階以上の建築物

⑶　長期修繕計画又は維持保全計画を作成された建築物であり、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定している建築物

⑷　次の各号の細分のいずれかに該当する建築物

ア　昭和56年（1981年）6月1日以降に工事着手し、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証が交付されている建築物

イ　耐震診断により構造耐震指標（Is値）が0.6以上であることを確認した建築物

ウ　耐震改修により構造耐震指標（Is値）を0.6以上確保した建築物

⑸　建築基準法等の規定に適合しないことによる是正指導等を受けていない建築物（当該是正指導等を受けた建築物であって、当該是正指導等に従ったものを含む。）

（助成金の額）
第７条　助成金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

助成対象事業	助成金の額	助成金の上限額
主要機器の耐震補強工事	助成対象事業費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	3,000,000円
戸開走行保護装置の設置工事		
地震時管制運転装置の設置工事		
リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能設置工事		

備考
１　助成対象事業費の算出に当たっては、消費税相当分を含まないものとする。
２　調査設計計画費は助成対象事業費に含めない。
３　リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、対象とするエレベーターに係る工事の完了時に、第３条第２項第６号に規定するエレベーターの防災対策を行う改修工事（リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能の追加を除く。）がすべて実施されていること。
４　助成対象事業の複数の項目を実施する場合において、助成金の額は、助成対象事業ごとに算出した金額の合計とする。

（全体設計の承認）
第８条　助成対象事業が複数年度にわたり継続的に工事が行われる場合は、初年度における次条の規定による申請を行う前に、あらかじめ、当該助成対象事業に係る事業費の総額、完了予定時期等について、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金全体設計承認申請書（第１号様式）に区長が別に定める書類を添えて、区長に申請するものとする。
２　区長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金全体設計承認書（第２号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。
３　前２項の規定は、前項の規定による承認を受けた全体設計の内容のうち当該助成対象に係る事業費の総額（全体設計額）を変更する場合について準用する。

（助成金の交付申請）
第９条　助成金の交付を受けようとする者は、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金交付申請書（第３号様式）に区長が別に定める書類を添えて、区長に申請するものとする。

（助成金の交付決定等）
第10条　区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。
２　区長は、前項の規定により助成金を交付する決定をしたときは新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金交付決定通知書（第４号様式）により、同項の規定により助成金を交付しない決定をしたときは新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金不交付決定通知書（第５号様式）により、当該申請を行った者に通知する。
３　区長は、第１項の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）には、必要に応じ、条件を付すことができる。

（申請の取下げ）
第 11 条　交付申請をした者が第 10 条第 1 項の規定による交付の可否の決定前に助成金の交付申請を取り下げる場合は、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業取下げ届（第 6 号様式）を区長に届け出るものとする。

（状況報告）
第 12 条　区長は、助成対象事業の適正な執行を図るため、被決定者に対し、必要に応じて、その執行状況に関する報告を求め、現地調査等を行うことができるものとする。

（交付決定の変更等）
第 13 条　被決定者は、交付決定の内容を変更（助成金の額に変更を生じるものに限る。）しようとするときは、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業変更申請書（第 7 号様式）に区長が別に定める書類を添えて、区長に申請するものとする。
２　区長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該変更内容を適当と認めたときは、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業変更承認通知書（第 8 号様式）により、当該変更内容を適当と認めないときは、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業変更不承認通知書（第 9 号様式）により被決定者に通知するものとする。
３　前項の規定による承認には、必要に応じて、条件を付することができる。
４　交付決定後に内容の変更（助成金の額に変更を生じるものを除く。）をしようとするときは、被決定者は軽微な変更届（第 10 号様式）に区長が別に定める書類を添えて、区長に届け出るものとする。

（助成対象事業の中止）
第 14 条　交付決定を受けた助成対象事業を中止しようとするときは、被決定者は新宿区エレベーター防災対策改修支援事業中止届（第 11 号様式）により区長に届け出るものとする。

（工事完了の報告）
第 15 条　被決定者は、助成対象事業が完了したときは、新宿区エレベーター防災対策改修工事完了報告書（第 12 号様式）に区長が別に定める書類を添えて、区長に報告するものとする。

（助成金の額の確定）
第 16 条　区長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに完了検査を実施し、その内容を審査するとともに、助成金の交付の適否及びその額を確定する。
２　区長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金額確定通知書（第 13 号様式）により被決定者に通知する。

（助成金の交付請求）
第 17 条　被決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金交付請求書（第 14 号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。
２　区長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）
第 18 条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　第 14 条の規定による届出を受けたとき。
⑵　被決定者が偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
⑶　この要綱及び法令等の規定に違反したとき。
⑷　その他区長が必要と認めたとき。

２　区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金交付決定取消通知書（第 15 号様式）により通知する。

（助成金の返還）

第 19 条　区長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該交付決定を取り消された者に対し、当該交付されている助成金の全部又は一部について、期限を定めて返還を求めることができる。

（委任）

第 20 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

２　この要綱の規定による助成金の交付は、この要綱の施行の日以後に着手する助成対象事業について適用する。

附　則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の第3条及び第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請をする者に適用し、同日前に交付申請をした者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の第4条及び第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請をする者に適用し、同日前に交付申請をした者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請をする者に適用し、同日前に交付申請をした者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請をする者に適用し、同日前に交付申請をした者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請をする者に適用し、同日前に交付申請をした者については、なお従前の例による。